



# 号外 交通安全だより



令和4年11月兵庫県生活安全課

## ヘルメットをかぶりましょう!

### ～道路交通法の改正～

(公布の日(令和4年4月27日)から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行)

#### 乗車用ヘルメットに関する規定

- ◎ 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- ◎ 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ◎ 児童又は幼児を保護する責任のあるもの者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



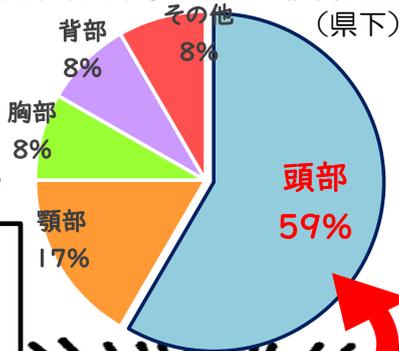
大人も子供も関係なく、自転車に乗るすべての人が  
命を守るため **乗車用ヘルメット** を着用しましょう

令和3年中自転車乗用中事故死者の損傷部位 (県下)

交通事故にあわない、起こさないために...

## 自転車安全利用五則

を守りましょう!



自転車乗用中の死者の  
人身損傷部位  
(致命傷の部位)は  
頭部損傷によるものが  
約6割を占めています。

**1** 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



**2** 交差点では信号と  
一時停止を守って  
安全確認



**3** 夜間はライトを点灯



**4** 飲酒運転は禁止



**5** ヘルメットを着用

